

福岡食肉市場におけるインボイス制度に係る対応について (購買者の方へ)

福岡食肉市場株式会社

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

当社のインボイス制度への対応や関連する事項について、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 当社のインボイス制度登録状況について

- 当社は適格請求書発行事業者です。
(登録番号：T9-2900-0100-3915)

2. インボイス制度に係る事項について

- 当社より枝肉・部分肉を購入された場合、当社の発行する「売渡計算書」が適格請求書（インボイス）となり、その保存が購買者の方の仕入税額控除の要件となります。



通常であれば、売り手（肉畜の生産者）の発行するインボイスを保存することが仕入税額控除の要件となりますが、卸売市場を通じた取引では、生産者がインボイスを交付することが困難であることから交付義務が免除されています（卸売市場特例）。その代替りとして、市場の発行する一定の書類（売渡計算書）を保存することが購買者の仕入税額控除の要件となっています。

- 完納奨励金のお支払が発生した際は、当社にてインボイス（仕入明細書）を発行いたします。つきましては、売り手である購買者の方の登録番号を記載する必要がありますので、お支払対象となる見込の方には、順次、登録番号の通知依頼文書をお送りします。

3. お問い合わせ先

福岡食肉市場株式会社 総務課

TEL：092-641-6135

以上